

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 名城大学
②設置大学名称	名城大学
③担当部署	総合企画部
④問合せ先	kikaku@ccml.meijo-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 7 月 22 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 19 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/governance.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本法人は立学の精神を拠り所とし、その理念の実現を目的として全ての活動を行っている。なお、本法人の立学の精神は寄附行為に、教育目的は学則にそれぞれ明記している。これらは、大学公式ウェブサイトや大学要覧・大学案内を通じて、ステークホルダーのみならず社会一般にも広く開示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科・専攻毎に３ポリシーを策定し、大学公式ウェブサイトで公表している。また、学生が学修の全体像を把握できるよう、学位授与方針対応表及び履修系統図を整備し、毎年見直している。さらに、内部質保証推進体制を整備し、自己点検・評価を実施するとともに、学外有識者・企業関係者による外部評価を定期的に行い、その結果を踏まえた改善活動に継続的に取り組んでいる。これらの取り組みの成果もあり、本学は2022年度に受審した大学基準協会の認証評価において「適合」と認定され、さらに内部質保証の実質化に向けた取組が「長所」として評価された。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学では、教育研究に関する全学的な制度・方針及び運営上の主要事項について学長が意思決定を行うにあたり、大学協議会を設置し、審議を経た上で判断を行う体制としている。教授会及び研究科委員会は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定を行う際に意見を述べる機関として位置付けられており、その権限と役割は学則及び「教授会及び研究科委員会が学長に対し意見を述べる事項を定める内規」に明記している。さらに、学長・副学長・学長補佐・学部長・研究科長・センター長・附属図書館長の役割は各規定に明記しており、副学長及び学長補佐の業務範囲は「教学執行体制図」により明確化している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教育職員と事務職員は、それぞれの職務に基づき、教育活動や学生支援をはじめとする大学運営全般において日常的に協働している。また、大学運営会議をはじめとする各種会議に双方が構成員として参画しているほか、法人の戦略プランや中期事業計画の策定においても、教職員によるワーキンググループを設け、協働して素案を取りまとめている。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本法人では、教職員の資質向上を図るため、研修方針を策定し、全教職員を対象に、年次計画に基づき、財務、法務・コンプライアンス、情報セキュリティ、メンタルヘルス、ハラスメント、業務カイゼンをテーマとする各種研修を実施している。また、教育活動の改善に向けては、年度計画に基づき、FD・SDに関するフォーラム・学習会・研修会を開催するとともに、学生による授業改善アンケートの実施、FD・SD ニュースの発行といった全学的なFD活動を推進している。さらに、全ての学部・研究科にFD推進組織を設置し、全学共通のテーマに沿った取り組みや、各組織における独自のFD活動を展開している。これに加えて、事務職員については、階層別研修や目的別研修を体系的に実施している。また、教育職員は、所属学部で定める業績評価基準に基づいて自己評価を実施し、その結果を学部長と共有している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	寄附行為に基づき、中期的な計画を策定している。立学の精神を普遍的概念と位置付けた上でビジョン及びミッションを定め、その実現に向けて戦略プラン及び中期事業計画を策定・推進している。計画策定にあたっては、教職員によるワーキンググループを設置し、ステークホルダーの意見を取り入れながら、関係各部署との調整を行い、具体的かつ実効性の高い計画としてまとめている。次期戦略プラン及び中期事業計画についても、同様の手法で現在策定を進めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	戦略プラン及び中期事業計画の進捗状況について、業務執行理事会において定期的に確認している。その結果は事業報告書に記載し、大学公式ウェブサイトを通じて広く公表している。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、毎年度計画の点検・見直しを行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	立学の精神を踏まえ、「実学」を重視する方針のもと、社会の要請に応える人材の育成に取り組んでいる。例えば、情報分野や半導体分野といった成長が期待される分野に対して、情報工学部・情報工学研究科及び理工学部化学・物質学科の新設を進めてきた。さらに、理系・文系を問わず全ての学生がデータサイエンス・AI の素養を身につけられるよう、全学的に関連科目を設置したほか、副専攻制度の整備も行っている。また、各学部・研究科の教育課程については、毎年度、外部有識者からの意見を聴取し、社会の変化やニーズを反映させた人材育成に努めている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会・地域への貢献を目的に、自治体・企業と社会連携に関する協定を締結している。教育研究活動の社会還元の一例として、各種公開講座を実施し、生涯学習の機会を提供しているほか、社会連携促進を目的とした施設「shake」を設置し、地域との交流や活動の拠点として活用している。研究面では、産官学連携窓口を設置し、共同研究・受託研究・技術指導を行っているほか、研究シーズの公開や「名城大学リサーチフェア」の開催により、連携促進に向けた研究成果の発信に努めている。さらに、地元自治体との協定に基づく防災活動や、学生による災害ボランティア活動を通して地域貢献に取り組んでいる。また、SDGs やカーボンニュートラルの推進に関する方針を定め、関連する教育、研究及び社会貢献活動を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍といった多様な背景を持つ学生・教職員を受け入れる環境や体制の整備・充実に努めている。教員採用においては、若手、女性、外国人の教員比率に関して数値目標を設定し、教員構成の多様性に対応している。また、男女共同参画社会への対応や、障がいを理由とする差別の解消にも取り組んでおり、学生に対しては障がい学生支援センターを設置し、障がい学生支援ガイドラインに基づいた支援体制を整備している。教職員についても、障がい者の雇用促進に取り組んでいる。

実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人では、理事・評議員の候補者を推薦する理事・評議員候補者選考委員会において候補者を選考する際に、女性の登用に配慮するよう努めている。現在は理事に2名、監事に1名、評議員に5名の女性が就任している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任方法については、寄附行為に明示しており、委員の過半数を評議員が占める理事・評議員候補者選考委員会の推薦に基づき選任している。さらに、推薦に際しては、その理由を評議員会及び理事会において説明し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会における決議事項や議事参与制限について、寄附行為に規定している。評議員会の決議事項や意見は理事会に適切に共有され、意思決定に反映されるよう運用している。また、理事長及び業務執行理事が評議員会に陪席し、必要な情報提供や意見交換を行うことで、理事会と評議員会との双方向の関係を確保し、建設的な協働体制を確立している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、理事会開催の1週間前までに提案要旨を添えて資料を送付し、審議内容を事前に把握できるようにしている。理事会当日には、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況・課題について全理事に説明を行い、共通認識の形成を図っている。また、高等教育政策や現状の課題を共有するため、BD（ボード・デベロップメント）として役員懇談会を実施している。さらに、理事長及び業務執行理事は、「サミット」（法人と教学が協働して取り組む改革課題を共有し、解決に向けて共に話し合うことを目的とした、副学長・全学部長をはじめとする執行部が参加する会議）に毎年参加しているほか、学内外の各種研修への派遣や、関連書籍・専門誌を通じた情報提供により、資質向上を図っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任方法については、寄附行為に明示している。また、会計監査人の候補者選出及び選任にあたっては、その理由を理事会及び評議員会において説明している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び監査室の連携については、監事監査規程、内部監査規程及び監事監査運用内規に明記しており、三者は必要に応じて相互に情報・意見交換を行い、連携している。例えば、内部監査の実施にあたっては、監査室が監査計画の策定に際し、監事及び会計監査人と事前に調整を行っているほか、監事は会計監査人から会計監査の報告を受けている。こうした連携を通じて、各監査機関の機能が有機的に連動する体制を構築している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況・課題について、監事との情報共有や意見交換を行う機会を定期的に設けている。また、各監事に対しては、理事会・評議員会開催の1週間前までに提案要旨を添えて資料を送付することで、十分な事前情報の提供に努めている。加えて、監事は大学監査協会が実施する各種研修にも参加し、職務に必要な知見の向上を図っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合については、寄附行為に明示している。評議員は、理事会からの中立性を確保するため、定数 39～42 人中 26～29 人を評議員会で選任している。また、全ての評議員について、委員の過半数を評議員が占める理事・評議員候補者選考委員会の推薦に基づき選任している（いわゆる充て職である学部長評議員を除く）。なお、推薦にあたってはその理由を評議員会及び理事会において説明している。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会における決議事項・諮問事項・議事参与制限について、寄附行為に規定している。評議員会の決議事項や意見は理事会に適切に共有され、意思決定に反映されるよう運用している。また、理事長及び業務執行理事が評議員会に陪席し、必要な情報提供や意見交換を行うことで、理事会と評議員会との双方向の関係を確保し、建設的な協働体制を確立している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、評議員会開催の1週間前までに提案要旨を添えて資料を送付し、審議内容を事前に把握できるようにしている。また、評議員会当日には、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況・課題について全評議員に説明を行い、共通認識の形成を図っている。さらに、学内評議員については、学内外の各種研修への参加を通じて、評議員としての役割を適切に果たすための理解と資質の向上を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程に基づき、危機管理委員会をはじめとする危機管理体制を整備している。また、防災マニュアル及び大地震対応マップを作成し、構成員に配布の上、防災研修及び避難訓練を実施している。さらに、安全衛生体制の整備、減災・防災対策、ハラスメント防止、研究費不正使用防止、情報セキュリティ対策についても、それぞれ関連規定を設け、各種リスク管理に取り組んでいる。さらに、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、事業継続に必要な情報や担当部署を明確化した「名城版 事業継続計画」を策定し、活用している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針及びコンプライアンス基本方針を定め、法人全体で法令遵守及び倫理意識の徹底を図っている。職員規則においても法令遵守を規定しており、教育職員及び事務職員に対する法務・コンプライアンス研修を実施している。また、監査室のほか、本法人が指定する弁護士事務所にも公益通報窓口を設置している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開・開示規程及び広報ガイドラインを策定し、法令に基づく情報公開に加えて、自主的な情報公開にも取り組んでいる。これらは大学公式ウェブサイトを通じて積極的に発信しており、教育研究や経営の透明性の確保に努めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学公式ウェブサイトや大学ポータルサイトを適宜更新して情報を公開しているほか、各種刊行物を発行し、閲覧者の多様なニーズに応じた情報発信に努めている。また、各媒体においては、閲覧性や利便性の向上を目指し、内容の適宜改良を行っており、例えば事業報告書では、写真や図表を活用して事業の進捗状況を視覚的に示すほか、財務状況について平易な表現で記載し、わかりやすい説明を心がけている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明